

八幡市文化センター申告会場

(3階・相談時間＝午前9時30分～午後4時)

月	日	曜日	申告の種類	対応者
2月	16	木	公的年金所得者申告 還付申告 不動産所得申告 事業(営業等・農業)所得申告	税理士 府職員 税務署職員 市職員
	17	金		
	20	月		
	21	火		
	22	水		
	23	木		
	24	金		
3月	27	月	2月28日以降は、市職員のみ対応となりますので、 相談・受け付けできる申告の種類が限られます。	市職員
	28	火		
	29	水		
	1	木		
	2	金		
	5	月		
	6	火		
	7	水		
	8	木		
	9	金		
	12	月		
	13	火		
	14	水		
	15	木		

- ※開設当初は混雑が予想されます。申告書を提出するだけの人は、開設当初を避けてお越しください。
- ※混雑の状況等により、早めに受け付けを終了する場合があります。また、正午から午後1時までには相談を行っておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ※駐車場のスペースに限りがありますので、申告会場へはできる限り徒歩や自転車、路線バス・コミュニティバスなどをご利用のうえ、お越しください。

土曜日と日曜日は申告の受け付けを行っておりません

申告期間

2月16日(木)～
3月15日(木)

忘れず申告しましょう

住民税

所得税

申告会場を開設

税の申告会場を2月16日(木)から3月15日(木)まで、市文化センターで開設します。土・日曜日は開設しません。

私たちが安心して生活していくためには、警察、消防、学校、道路、公園などの公共施設や公共サービスの必要です。国や地方公共団体(都道府県や市区町村)が、社会保障の充実、住宅や道路、河川等の整備、教育や科学技術の振興などの事業を進める主な財

- ▼住民税の申告は、市役所1階の市民税課(5番窓口)へ。
- ▼住民税の申告が必要な人は、平成24年1月1日現在、八幡市内に住所があり、平成23年中に所得(収入)があった人
- ▼平成23年中(1月1日

住民税(市民税・府民税)

◆問い合わせ 市民税課

税の申告は、私たちの暮らしを豊かで快適にするための財源を確保する大切な手続きです。また国民健康保険料や介護保険料の算定などにも必要です。忘れずに申告しましょう。

市税の納付は口座振替(自動払込)のご利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため、各税の納期ごとわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動車税は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。

- ▼不要の人
- ▼給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得がある人
- ◎申告に必要なもの
- 《申告書に添付》
- ▽雑損控除を受けるとき
- ▽医療費控除を受けるとき
- ▽医療機関の領収書
- ▽給与所得者で勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されていない人
- ▽国民年金に加入している人
- ▽平成23年中に支払った保険料の控除証明書
- ▽生命保険料、地震保険料等の所得控除を受けようとする人
- 《申告に持参》
- ▽国民健康保険に加入している人は平成23年中に支払った領収書(提示または、その額を申告してください)
- ▽印かん
- 住民税の申告が不要な人
- ▽所得税の確定申告を提出している人
- ▽収入が給与所得のみで、勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されている人
- ▽平成23年中に所得が無かった人

- 所得税の申告は、市文化センターの申告会場または税務署の確定申告会場(鹿六)4階へ。
- 所得税の申告が必要な人
- 《給与所得者》
- ▽給与所得者は年末調整で所得税額の精算が行われますので、一般的には申告は不要ですが、次のような場合は確定申告が必要で、
- ▽平成23年中の給与の収入が2千万円を超える人
- ▽給与を1カ所から受けている人で、地代・家賃・原稿料などの収入があり、給与所得と退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ▽同族会社の役員やその親族などで、その会社から給与の他に「貸付金の利子や地代、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料」などの支払を受けている人
- ▽火災などの災害による被害を受けたために平成23年中に給与の源泉徴収の徴収猶予や還付を受けた人
- ▽退職所得で「退職の受給に関する申告書」が未提出のため、20%の税率で源泉徴収された税額が、正規の税額よりも少ない人
- 《事業所得者等》
- ▽事業(営業等・農業)所得や利子所得、配当所得、一時所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、山林所得などがあり、納付税額が生じる人、または源泉徴収された税額が還付になる人
- 公的年金を受給している人
- 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告を必要となく行いました。
- ※この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。
- ※所得税の確定申告をする必要がない人でも、住民税の申告が必要な場合があります。

所得税(国税)

◆問い合わせ 宇治税務署

扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の住民税の申告をされた場合、住民税額が下がる場合があります。

※平成23年中に所得の無かった人や扶養されている人も、所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は申告が必要で、

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関)には申込書がない場合あり)または納税課で行うことができます。

振替は平成24年度分からとなります。第一期から口座振替を行う場合は、固定資産税は4月13日までに、市・府民税、軽自動車税は5月15日までに手続きしてください。

※市外金融機関で口座振替申込書がない場合は、自宅へ郵送することもできます。郵送を希望される場合は、早めに納税課までご連絡ください。

◆問い合わせ 納税課

被書を受けたために平成23年中に給与の源泉徴収の徴収猶予や還付を受けた人

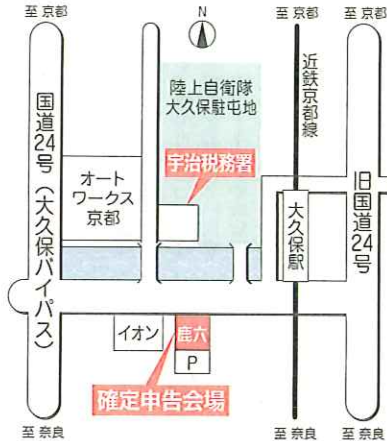
△給与を2カ所以上から受けている人で、年末調整された主たる給与以外の「従たる給与の収入金額」と、「給与所得と退職所得以外の所得」の合計金額が20万円を超える人

△家事使用人や外国の在日公館に勤務する人など、給与の支払時に所得税を源泉徴収されない人

譲渡所得などの申告は 税務署確定申告会場へ

土地や建物、株式などの「譲渡所得」の申告は、直接、宇治税務署の確定申告会場へお越しください。
※市文化センターの会場では受け付けをしていません。

宇治税務署の確定申告会場は 税務署向かいの「鹿六」4階



宇治税務署の確定申告会場は税務署向かいの「鹿六」4階です。会場の開設期間中は、税務署庁舎内には確定申告会場を設けていません。作成済みの申告書等の受け付け、納税、納税証明書の発行および用紙の交付のみを行います。

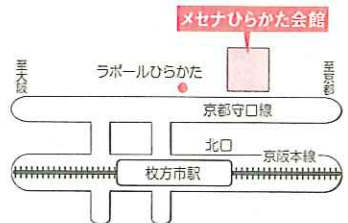
- 開設期間 2月1日(水)から3月15日(木)まで
- ※土・日・祝日は開設しません。
- 開設時間 午前9時～午後5時(会場の都合により、なるべく午後4時までにお越しください)
- ◆問い合わせ 宇治税務署

◆宇治税務署 ☎0774-44-4141
(自動音声案内に従って電話機を操作してください)

還付申告センターをご利用ください

還付申告をされる人の利便性を図るため、還付申告センターが開設されます。会場では、税理士による相談を実施します。
※年末調整済の給与所得者が対象です。住宅の買い換え等、譲渡所得のある人は各税務署の申告会場で直接申告してください。

■枚方会場 メセナひらかた会館6階(京阪「枚方市駅」北口を出て徒歩5分)
◇開設期間 2月1日(水)から15日(水)まで
※土・日・祝日および2月7日(火)

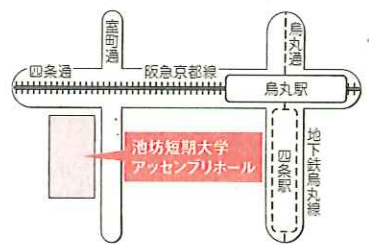


・14日(火)は開設しません。
◇開設時間 午前10時から午後4時まで

確定申告期間内に2回 広域センターを開設

2月19日、26日の日曜日、税務署員による確定申告の受け付けを行う広域センターを開設します。

■四条烏丸会場 池坊短期大学・美心館地階アッセンブリホール(地下鉄「四条駅」または阪急「烏丸駅」、26番出口より西へ徒歩2分)
◇開設時間 午前9時から午後5時まで



※枚方会場、四条烏丸会場とも、混雑の状況等により早めに受け付けを終了する場合があります。

バリアフリー改修で 固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額(床面積100㎡までを限度)の3分の1相当額です。

△改修工事 平成25年3月31日までに、次のバリアフリー改修工事が完了した住宅で、補助金を除く自己負担金が30万円以上の工事

- ①廊下の拡幅
- ②階段のこす配の緩和
- ③浴室の改良
- ④トイレの改修
- ⑤手すりの取り付け
- ⑥床の段差解消の引き

▽改修工事完了後3カ月以内に工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申告してください。



戸への取り替え⑥床表面の滑り止め
(全棟き)

改修工事完了後3カ月以内に工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申告してください。

国税庁のホームページで簡単に 申告書を作成!

申告書等は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できます。作成した申告書等は、e-TAXを利用して送信するか、プリンタで印刷して郵送等で提出することができます。

申告書は自分で作成しましょう!
国税庁ホームページ
【<http://www.nta.go.jp>】

さい。(必要に応じて現地確認を実施)
※新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けている場合は、適用されません。バリアフリー改修と熱損失防止改修を同時に実施し、その改修が減額要件に適合する場合、両制度とも軽減(それぞれの申請が必要)が受けられます。

◆問い合わせ 資産税課

京都府内の法人府民税・事業税、 法人市町村民税の申告書等の 提出先が変わります

4月から法人府民税・事業税(地方法人特別税含む)および法人市町村民税の申告書や届出書は京都府地方税機構に提出をお願いします(郵送可)。ただし、京都市への提出分を除く。

これまで申告書等は、京都府および事業所等があるそれぞれの市町村に提出していただいていたましたが、4月からは京都府地方税機構に申告書等を一括して提出できることや提出窓口を拡大することで納税者の方々の利便性の向上を図ります。

なお、e-TAX(電子申告)の提出先はこれまでどおり、京都府および各市町村です。

※納付手続、還付手続、納税証明書の発行はこれまで

4月からの
申告書等提出先
〒602-8054
京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104の2 京都府庁西別館4階 京都府地方税機構 申告センター

◆問い合わせ 京都府地方税機構事務局 ☎075-414-4499

どおり京都府および各市町村において行います。
※4月2日申告期限分(3月末申告期限到来分)は従来どおり京都府および各市町村に提出してください。